

### (3) その他

1 使用貸借における用法違反が、土地所有者の意思に反して占有の態様を質的に変化させ、その占有を新たに排除したとして不動産侵奪罪の成立が認められた事例

大阪地判 平成11年11月15日

大阪高判 平成12年5月16日

最二小決 平成12年12月15日 刑集54-9-1049、裁時1282-7、判時1739-152、判タ  
1054-111

#### <事案の概要>

本件土地の所有者Aは、平成4年に転貸禁止・屋台営業用に使用することを条件に、本件土地をBに無償で貸渡し、Bは使用条件に沿った仮設店舗を構築した。平成6年6月にBは同じ条件で本件土地をCに転貸し、Cは引き続き仮設店舗を使用した。同年11月にCは同じ条件で本件土地を被告人Xに転貸したが、被告人は仮設店舗を撤去し、風俗営業用の本格的施設を本件土地上に構築した。Xは不動産侵奪罪で起訴された。

#### <裁判所の判断>

次のように述べて、Xを有罪とした。

不動産侵奪罪が成立するためには、他人の占有を排除する積極的行為が必要とされる。被告人の行為は土地所有者の意思に反して占有の態様を質的に変更するものであり、他人の占有を排除する行為にあたる。